

(仮称) 多治見市タバコの害から市民を守る条例(案)の概要

令和元年7月現在
保健センター

これまでの受動喫煙防止の取り組み等

●これまでの多治見市の取り組み
平成14年3月にたじみ健康ハッピープランを策定し、優先課題3本柱の一つとして「喫煙対策」の取り組み、受動喫煙防止のための禁煙環境整備を推進してきた。

①公共施設禁煙化の取り組み

H15.5.31～ 市が管理する公共施設建物内禁煙実施

H16.4～ 市内保育園・幼稚園・小中学校敷地内禁煙実施

H19.10.1～ JR多治見駅南北広場を路上禁煙地区に指定

H22.10.1～ 市が管理する公共施設敷地内禁煙実施
(屋外運動場、公園、霊園、道路、市営住宅を除く)

②事業所・飲食店の禁煙化推進の取り組み

事業所・飲食店の受動喫煙防止対策の推進を目的に、喫煙対策優良事業所・空気のおいしいお店の認定事業を平成16年から実施

【累計認定件数】

飲食店	67件
事業所	38件

(令和元年6月現在)

【認定基準】

区分	要件
敷地内禁煙	(1)敷地が全面禁煙である (2)敷地内に灰皿を設置していない
建物内禁煙	(1)建物内に灰皿を設置していない (2)建物外に喫煙場所があり、喫煙場所であることの標示がある (3)建物外の喫煙場所の煙が建物内に入り込まない

●たじみ健康ハッピープラン(平成28年度調査)の喫煙対策分野における状況

①家庭内(家族内)での子どもの受動喫煙の機会を有する割合

ライフステージ	H22	H28	H34(目標値)
乳幼児期	8.1%	4.1%	2.3%
学童期・思春期	41.0%	25.0%	15.0%

②家庭・職場行政機関・医療機関等での受動喫煙の機会を有する割合

ライフステージ	H25	H28	H34(目標値)
大人	44.7%	41.2%	15.0%

③受動喫煙を受けている場所

場所	H25	H28
職場	32.9%	32.0%
飲食店	22.4%	24.1%
自宅	23.8%	22.5%

●喫煙対策検討会議の設置

喫煙対策分野に関する専門的な助言や企画立案等、喫煙対策を推進するため、学識経験者や関係機関等で構成する「喫煙対策検討会議」を平成14年6月に設置。年2回程度検討会議を開催し、喫煙対策優良事業所・空気のおいしいお店の認定や効果的な受動喫煙防止対策について検討している。

1. 目的

受動喫煙は、がん・虚血性心疾患や乳幼児突然死症候群など健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされている。

望まない受動喫煙防止について規定した健康増進法の改正を契機に、たじみ健康ハッピープラン喫煙対策における環境整備を強化し、市民の受動喫煙及びタバコによる身体等への被害の防止、市民の健康増進を図ることを目的とする。

2. 方針

- ①市民の健康的な生活のための環境づくり及び受動喫煙に関する知識の普及と啓発
- ②市民が受動喫煙を受けることなく、特に子どもをタバコによる心身への悪影響から保護する環境づくり
- ③タバコによる身体等への被害の防止

3. 市独自の施策

- ①市が設置及び管理するすべての施設(一部除外)の敷地内禁煙【義務】
- ②市立以外の学校・病院・診療所等は屋外喫煙場所の設置不可【努力義務】
- ③多数の者が利用する施設は、禁煙の場合、「禁煙」の標識を掲示【努力義務】
- ④加熱式タバコは紙巻タバコと同等に規制【努力義務】
- ⑤既存小規模飲食店も原則屋内禁煙【努力義務】
- ⑥20歳未満の者の周辺での喫煙の禁止【努力義務】
- ⑦市域すべてにおける歩きタバコ等の禁止【義務】
- ⑧路上喫煙禁止区域における喫煙の禁止【義務】

4. 責務

- ①市の責務
 - ・受動喫煙防止のための知識の普及・意識の啓発、環境の整備に関する施策を実施
 - ・市民・保護者・事業者等と連携及び協力して望まない受動喫煙の防止に関する施策を実施
- ②市民の責務
 - ・受動喫煙が健康に与える影響について理解を深める
 - ・市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力する
 - ・20歳未満の者の周辺では喫煙をしないよう努める
- ③保護者の責務
 - ・監護する未成年者の受動喫煙防止に努める
- ④事業者の責務
 - ・受動喫煙防止のための環境整備に努める
 - ・市が実施する受動喫煙防止に関する施策に協力する

5. 施設ごとの対策

	改正健康増進法 (2020年4月1日全面施行)	多治見市(2020年4月1日施行予定)	
		市以外が設置・管理する施設	市が設置・管理する施設
学校 病院・診療所 児童福祉施設 行政機関 等	敷地内禁煙 ※屋外の一部に 特定屋外喫煙場所設置可	敷地内禁煙 ※屋外喫煙場所設置不可 【努力義務】	敷地内禁煙 ※屋外喫煙場所設置不可 【義務】
多数の者が 利用する施設 (飲食店、事務所、 工場、ホテル、 旅館、旅客運送 事業鉄道、商業 施設、市民文化 系施設、高齢者 施設等、その他 すべての施設)	原則屋内禁煙 ※屋内の一部に 喫煙専用室設置可 (喫煙専用室は飲食不可) ※加熱式タバコ専用喫煙室 設置可	原則屋内禁煙 ※加熱式タバコ専用喫煙室 設置不可【努力義務】 但し、飲食できない加熱式タバコのみが 喫煙できる喫煙室は設置可	敷地内禁煙 ※屋外喫煙場所設置不可 【義務】
既存小規模 飲食店	経過措置として、 喫煙可能な旨を掲示すれば 喫煙可	経過措置なしで原則屋内禁煙 ※加熱式タバコ専用喫煙室 設置不可【努力義務】 但し、飲食できない加熱式タバコのみが 喫煙できる喫煙室は設置可	
屋外施設 (公園、屋外体育 施設)	規制なし	規制なし	敷地内禁煙(一部除外) ※屋外喫煙場所設置不可 【義務】

加熱式タバコ専用喫煙室とは加熱式タバコのみが喫煙が認められる部屋で飲食が可能

6. 標識の掲示

国(健康増進法)	多治見市の上乗せ分
喫煙可能場所とその施設入口に喫煙ができる旨の標識を掲示【義務】	禁煙の施設は禁煙の標識を施設入口に掲示【努力義務】

7. 受動喫煙に係る配慮

国(健康増進法)	多治見市の上乗せ分
・喫煙可能場所には20歳未満の者は立ち入り禁止【義務】 ・屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮	20歳未満の者の周辺において禁煙【努力義務】

8. 罰則

国(健康増進法)	多治見市の上乗せ分
喫煙禁止場所における喫煙(最大30万円)	なし
喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置(最大50万円)	
喫煙専用室等の標識の非掲示(最大50万円)	